

電波政策ビジョン懇談会(第14回) 議事要旨

1 日時

平成26年12月22日(月) 17:00～18:30

2 場所

中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

構成員:

荒川薫(明治大学総合数理学部教授)、大木一夫(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会専務理事)、大谷和子(株式会社日本総合研究所法務部長)、近藤則子(老テク研究会事務局長)、関口和一(日本経済新聞社論説委員兼産業部編集委員)、多賀谷一照(獨協大学法学部教授)、中村秀治(株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長)、服部武(上智大学理工学部客員教授)、林秀弥(名古屋大学大学院法学研究科教授)、藤原洋(株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長)、三友仁志(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、山田澤明(株式会社野村総合研究所常勤監査役)、吉川尚宏(A. T. カーニー株式会社パートナー)

総務省:

西銘総務副大臣、桜井総務審議官、今林大臣官房総括審議官、鈴木情報通信戦略局長、吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、富永電波部長、田原電波政策課長、小川電波政策課企画官、寺沢基幹通信課長、布施田移動通信課長、新井衛星移動通信課長、杉野電波環境課長

4 配布資料

資料14-1 電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)に対する意見募集の結果について
【事務局】

資料14-2 電波政策ビジョン懇談会 最終報告書 概要(案)【事務局】

資料14-3 電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)【事務局】

参考資料14-1 電波政策ビジョン懇談会(第13回)議事要旨(案)【事務局】

参考資料14-2 電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)に対して提出された意見と懇談会の考え方(案)

5 議事要旨

(1)開会

(2)議事

事務局より、電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)に対する意見募集の結果について説明し、その後議論が行われた。構成員からの主な意見は次のとおり。

(近藤構成員)

大規模災害時には、ワンセグ放送が強力な手段になる。公共ブロードバンド移動通信だけではなく、ワンセグ放送の普及についても記載を希望。

(服部座長代理)

携帯電話等に割り当てられている周波数について、P. 41に記載されている約610MHz幅と、P. 49の図の2-3-2中の周波数幅の合計には差がある。この数値の差についてその理由を脚注等に記載をすべき。

(事務局)

約610MHz幅には未使用の2GHz帯のIMTバンドの周波数等が含まれている。記載の仕方については工夫させていただきたい。

(吉川構成員)

地域BWAについて、中間取りまとめで高度化の支援策、高度化等に係る制度整備の実施という方向性を打ち出したが、8月から既に4か月経っている中で、制度が施行されたことも踏まえ、地域BWAに係るその後の動きを教えていただきたい。懇談会の考え方(案)では「制度の施行状況を注視する必要がある」とされているが、場合によっては、「注視する」だけではなく、より積極的な対応が必要となる可能性がある。

(事務局)

高度化の要件の中では、事業開始を希望する者はその当該自治体との交渉・協定を経て事業を始めることになっている。現在の状況としては、まだ免許申請は行われていないが、問い合わせ・交渉が始まっている段階。

(吉川構成員)

事業開始希望者が少ないという印象。「注視する必要がある」という記述では弱いのではないか。

(事務局)

通常、他システムにおいても、周波数帯の使い方が決定し、制度化されたら、すぐに免許申請、機器の製造開発、サービス開始となっていくわけではなく、それぞれに必要な時期があり、必要な期間がかかるものと認識。地域のために使えるということで、この周波数帯の利用には、高い関心を持っていただいていると、問い合わせもあり、自治体側への説明も行っているという状況。

(中村構成員)

我が国のブロードバンド基盤の整備状況は総務省の見解だと99.9%であるが、一方、契約率で見るとブロードバンド契約を締結している世帯を分子に、日本の全国の家帯数を分母にすると、3大都市圏を除くと恐らく約60%程度というところになる。ブロードバンド契約が無ければ、見守りや地域の福祉などが十分できないという現状に鑑み、この残り40%に対して地域BWAを有効活用するというような観点を、地域BWAの事業開始を希望する事業者には持っていただきたい。また、社会基盤整備という観点から、民間事業者任せにはしない施策が必要と考えられる。

(大谷構成員)

四国の大雪による災害時にも公共無線は大丈夫であった。公共無線の位置づけは、地域BWAと関係があるのか。自治体や条件不利地域において、この電波の有効利用の実現の道筋として適切なのかを理解する上でも承知しておきたい。

(事務局)

自治体において災害時における地域の公共無線という場合は、基本的には防災無線を指していると理解。防災無線で最低限の連絡、避難情報等を伝達していただく形が基本だと認識しているが、よりブロードバンドなBWAを使って、より高度なサービスを提供していくことも期待されており、地域BWA事業者と自治体とで、地域に密着した無線システムとしてどう活用していくのかという新しいサービスモデルを考えて提案いただきたいと考えているところ。

(大谷構成員)

防災無線の在り方として、最低限の連絡に比べてブロードバンドで双方向性を確保した形になっていくことができれば、より防災無線としての役割も強まっていくと思うので、そういったユースケースのようなものを自治体にも理解していただいて、BWAの導入を推進するように支援していただきたい。

(事務局)

防災無線については、デジタル化を進めることで、ある程度の双方向性を持たせていくという方向にある。いずれにしても、地域BWAは更に高度なシステムとなるので、双方向性等により地域住民の方が安心して避難ができるような環境を作っていく上で、地域BWAの活用も十分期待できる。

(多賀谷座長)

懇談会の考え方としては、地域BWAについて、単に「注視すべきである」という記載ではなく、より強い記載にした方がよい。また、地域BWAの振興は責務として課していただきたい。また、防災無線とは別に、地域BWA自体の公と私の関わり方について留意されていくべき。

(荒川構成員)

STLとTTLでどちらを先に書くかというルールはあるのか。

(事務局)

特にルールはないので、表記を調整させていただく。

(服部座長代理)

P. 42の今後の移動通信用周波数帯の確保について、移動通信事業者の無線LAN利用に関し、現状のままでいいのか、アンライセンスのLTEも海外で検討されていることを踏まえ、ライセンスバンドとアンライセンスバンドの在り方をどのように考えていくのかということについて、何らかの検討スタンスあるいは問題認識というものを持っておいた方がいいのではないかと。前にも指摘したことではあるが、多少なりとも記載を盛り込むべき。

(事務局)

以前の会合での意見を踏まえ、意見募集時に表現を若干修正しており、具体的には、P. 28の「②無線LANへのオフロードの増加～有線・無線の連携」の2パラグラフ目、「そのため、今後、通信事業者による無線LANの活用状況を考慮しつつ、アクセスポイントが密集する場において無線LANをつながりやすくする技術・制度・ガイドラインの検討など、周波数の有効利用に資する運用方法の確立及び『在り方』」としている。まだ分かりにくいということであれば、表現については調整させていただきたい。

(服部座長代理)

P. 28をよく読めば分かるのでこれで結構。

(山田構成員)

これからの技術革新により電波の利用がヘルスケアや防災などの分野で大きな可能性を持っているにも関わらず、電波に関係の深い方からの意見が大半で、電波利用産業やユーザ側の意見がないのは寂しい。先ほど地域BWAの話もあったが、自治体からの意見もないことを考えると、電波の可能性について更に色々なところで考えてもらったり、アイデアを出してもらったりという努力をしていくことが必要。

(事務局)

中間とりまとめの意見募集では、157者370件の意見があり、地域BWAの関係で自治体の方からも多くの御意見頂いていたが、最終報告書の意見募集では頂いていない。地域BWAについては、これまでも周知に取り組んできたところであるが、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。

(近藤構成員)

今後の電波関連産業の発展に関連して、SNSを使うときに携帯電話番号による認証が必要であることなどに不安を感じる人も多いので、ユーザにとっての使い勝手の良さについても更に意識されるべき。

(三友構成員)

「はじめに」の「電波は、有限希少な国民共有の資源である」という記載について、資源をいかに有効に活用するかということが、今後重要になってくる。電波の利用を考えた時に、公平性と効率性という問題があるが、この2つはなかなか両立しない。今回の報告書は非常によく書けていると思うが、公平性の観点と効率性の観点が織り交ざっており、その視点では今一つ分かりにくいところがある。効率的な利用を図るのであればそれに向けた方策というものがあり、他方である周波数に関しては公平な利用というものが求められるかもしれない。また、地方の活性化や教育など公共の政策として電波を利用するということもある。公平性と効率性というものをどういうふうを考えていくかということについて、この報告書の中でもう少し上手く示せていたらなお良かった。むしろ今後、このあたりが実際に政策の中で非常に重要な視点となってくるのではないか。

(服部座長代理)

電波については、公平、能率あるいは効率、それから、公共性、この3つの視点がある。放送や地域BWAは公共性の視点が強く、全てが効率的であるとは限らない。「はじめに」においては2つの視点のみの記載となっているが、公共的な視点も留意することが重要であると考えます。

(関口構成員)

IoTやIoEは丸括弧で説明があるので、M2Mについても本文に説明を入れるべき。

(最終報告書については、本日の議論を踏まえ修正することとし、内容については座長一任となった。)

(3)閉会